現行

(目的)

第1条 この条例は、町民の交通災害、火 第1条 この条例は、町民の災害 災等(以下「災害」という。)による死亡 又は傷害に関して、災害見舞金制度を設 け、被害者並びに被災者(以下「被害者」 という。)に災害見舞金(以下「見舞金」 という。)を支給し、もつて町民の生活 安定と福祉の増進に寄与することを目 的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において「災害」とは、 つぎの各号に掲げるもので、日本国内に <u>おいて発生し</u>たもの

__をいう。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105 号)第2条第1項第8号に規定する自動 車、原動機付自転車、軽車両、トロリ ーバスの運行によつて生じた人身事 故
- (2) 交通の用に供する電車、汽車等軌 道上を運行する車両及び船舶、航空機 により生じた人身事故
- (3) 火災又は風水害により生じた人身 事 故
- (4) その他災害の状況により、町長が 特に必要と認めた人身事故

(加える)

改正案

(目的)

による死亡 又は傷害に関して、災害見舞金制度を設

_____に災害見舞金(以下「見舞金」 という。)を支給し、もつて町民の生活 安定と福祉の増進に寄与することを目 的とする。

(用語の意義)

け、被災者

第2条 この条例において「災害」とは、 日本国内において発生した火災又は自 然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、 地震、津波、噴火その他の異常な自然現 象により生じた被害であって、災害救助 法(昭和22年法律第118号)の適用を受け ないものをいう。)により生じた人身事 故をいう。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

- 2 この条例において「被災者」とは、次 の各号のいずれかに該当する者であっ て、災害による被害を受けたときに本町 の住民基本台帳に記録され、かつ、現に 本町に住所を有していたものをいう。
 - (1) 災害により死亡した者(災害が発 生した日の翌日から起算して6月を経 過する日までに当該災害による傷害 により死亡した者を含む。)
 - (2) 災害による傷害を治療するため入

(対象)

- 第3条 見舞金は、次の各号のいずれかに | 第3条 見舞金は、被災者 該当する場合において、死亡又は傷害の 程度に応じ、被害者又はその遺族に支給 する。
 - (1) 災害により被害者が死亡したとき (災害発生後6か月以内に当該災害を 原因とする死亡を含む。)。
 - (2) 災害により被害者が傷害を受け、 治療のため入院したとき。
- 2 前項の被害者は、災害を受けたとき、 本町の住民基本台帳に記録されている 者で、現に本町に住所を有する者とす る。

(遺族の範囲)

- は、被害者の死亡当時において、次の各 号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) (略)
 - (2) 被害者と生計を一にしていた子、 父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者で被害 者と生計を一にしていた者
- 2 見舞金を受けるべき遺族の順位は、前 2 見舞金を受けるべき遺族の順位は、前 項各号の順序とし、同項第2号、第3号に 掲げる者のうちにあつては、それぞれ当 該各号に掲げる順序とし、父母について は義父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 被害者の遺言で第1項に定める者のう 3 被災者の遺言で第1項に定める者のう ち、特に指定した者があるときは、その 者に支給する。
- 4 (略)

(支給制限)

第5条 見舞金は、被害者又は

遺族の故意若しくは重大な 過失又は違法行為により発生した災害 院(医療法(昭和23年法律第205号)第1 条の2第2項に規定する病院又は診療 所へ災害の治療のため収容すること <u>をいう。以下同じ</u>。)をした者

(対象)

又はその遺族に支給 する。

(削る)

(削る)

(削る)

(遺族の範囲)

- 第4条 見舞金を受けることのできる遺族 | 第4条 見舞金を受けることのできる遺族 は、被災者の死亡当時において、次の各 号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) (略)
 - (2) 被災者と生計を一にしていた子、 父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者で被災 者と生計を一にしていた者
 - 項各号の順序とし、同項第2号 に 掲げる者のうちにあつては、それぞれ当 該各号に掲げる順序とし、父母について は義父母を先にし、実父母を後にする。
 - ち、特に指定した者があるときは、その 者に支給する。
 - 4 (略)

(支給制限)

第5条 見舞金は、被災者の死亡又は傷害 を治療するための入院が、当該被災者若 しくはその遺族の故意若しくは重大な 過失又は違法行為により発生した災害

を受けたときは、支給しない。

- 2 寒川町消防賞慰金条例(昭和43年寒川 2 寒川町消防賞慰金条例(昭和43年寒川 町条例第14号)又は 寒川町災害弔 慰金の支給等に関する条例(昭和49年寒 川町条例第23号)第3条及び 第9条の 規定の適用を受けたときは、この条例に よる見舞金は支給しない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するとき は、全額又は一部を減額することができ る。
 - (1) 広範囲における自然災害で、多数 の死傷者が生じたとき。
 - (2) その他災害の状況により、町長が 必要と認めたとき。

(見舞金の種類及び額)

災害の区分に応じ別表に定めるところ による。

(支給方法)

- により支給する。
- 2 見舞金の支給を受けようとする者は、 災害の発生した日<u>から1年以内の限度に</u> おいて、申出で 請求しなければ ならない。

第8条・第9条 (略)

別表(第6条関係)

<u>種</u>	区分	金額_
<u>類</u>		
<u> </u>	未就学児	90,000円
慰	6歳 (就学児)から19歳ま	180,000円
<u>見</u>	で	
舞	20歳以上	270,000円
<u>金</u>		
傷	身体障害者福祉法施行	75,000円
害_	規則(昭和25年厚生省令	
<u>見</u>	第15号)別表第5の1級又	
<u>舞</u>	は2級に該当すると認め	
<u>金</u>	るとき	
	入院治療を要する傷害	(1) 入院5日
	を受けたとき	まで5,000

によるものであるときは、支給しない。

町条例第14号)第3条又は寒川町災害弔 慰金の支給等に関する条例(昭和49年寒 川町条例第23号)第3条若しくは第9条の 規定の適用を受けたときは、この条例に よる見舞金は支給しない。

(削る)

(見舞金の種類及び額)

第6条 見舞金の種類 及び額は、 | 第6条 見舞金の種類、対象者及び額は、

別表に定めるとおりと

<u>する</u>。

(支給方法)

- 第7条 見舞金は、被害者又は遺族の申出 第7条 見舞金は、被災者又は遺族の申出 により支給する。
 - 2 見舞金の支給を受けようとする者は、 災害の発生した日の翌日から起算して1 年を経過する日までに請求しなければ ならない。

第8条・第9条 (略)

別表(第6条関係)

<u>種</u> 類	対象者	<u>金</u> 名	額
弔	第2条第	(1) 未就学児	90,000円
慰	2項第1	(2) 6歳(就学	180,000円
見	号 に 該	児)から19歳	
舞	当する	まで	
<u>金</u>	被災者	(3) 20歳以上	270,000円
傷	第2条第	(1) 入院治療	ア 入院5日
<u>害</u>	2項第2	<u>を要する傷</u>	まで5,000
見	号 に 該	害を受けた	<u>円</u>
舞	当する	<u>とき</u>	イ 6日以上
<u>金</u>	被災者		入院をした
			ときは1日
			<u>につき1,50</u>

円 (2) 6日以上 入院したと きは1日に つき1,500 円とする。 ただし、75, 000円を限 度とする。	0円とする。 ただし、75, 000円を限度とする。 度とする。 4福祉法(昭和24年法律第283号)第1 5条第1項の
	規定に基づく指定を受けた医師が、
	被災者の障 害について、 災害による
	傷害によるものであって、自体除害
	で、身体障害 者福祉法施 行規則(昭和
	25年厚生省 令第15号)別 表第5の1級
	又は2級に該 当すると診 断したとき
~ 略 ~	<u> </u>
	<u>附 則</u> (施 行 期 日)
	1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施 行日」という。)から施行する。
	(経過措置)2 この条例による改正後の寒川町災害見 舞金支給条例の規定は、施行日以後に発
	舞金文和架例の規定は、旭行日以後に発生した災害に係る災害見舞金の支給について適用し、施行日前に発生した災害
	に係る災害見舞金の支給については、な

お従前の例による。